

令和8年8月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年8月10日（月） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、榮恵、
福永哲夫、齊藤進、松本一幸、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：中津芳春

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、吉田三十志委員、藤瀬信行委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 5 号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第 6 号 農地法第4条の届出について
- (3) 報告第 7 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 20 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 21 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (7) 議案第 23 号 非農地判断について
- (8) 議案第 24 号 秋の農作業基準賃金の設定について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第5号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第5号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。届出番号1番です。所在は犬渕地区。地目については田が5筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は2ページになります。届出番号2番です。所在は下六嘉地区、北甘木地区および上六嘉地区。地目については田が8筆と畑が4筆の計12筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○報告第6号 農地法第4条の届出について

(議長) 続きまして、報告第6号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。届出番号1番です。所在は上島地区。農振地域外の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。届出人は記載の通りです。転用事由については個人住宅となっております。

4ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

○報告第7号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第7号農地法第5条の規定による届出が1件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。届出番号1番です。所在は上島地区。農振地域外の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。転用事由につきましては貸事務所となっております。6ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第20号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は7ページになります。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は井寺地区。農振地域外の畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由につきましては、売買による所有権の移転となっております。8ページに申請地の位置図、9ページに現地の写真を載せております。現況は山林になっていますが、蔦や小枝を撤去したあと、原木を使ってシイタケを栽培する計画が出ております。10ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にN0と判断されていますので、問題ないと思われます。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 21 号 農地法第 4 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 11 ページになります。申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。申請人については記載のとおりです。申請事由は農機具置場となります。12 ページに位置図、13 ページに排水計画図を載せております。雨水につきましては敷地内の雨水桝に集水し、申請者が代表を務める西側隣接地の既存雨水桝と暗渠排水を活用し、南側排水路へ放流されます。14 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります金澤委員から報告をお願いします。

(金澤委員) 8 月 3 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、嘉島農振計画において農振農用地区域と定められた農地となります。農機具の増加により、格納庫や保管スペースが足りないため、新たに農機具置場の申請をされています。北側農地に対する日照・通風への影響について、境界から 2 メートル離して建築し、土地の造成も行わないため、周辺の営農環境に支障は生じないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事 務 局) 資料は 15 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は農振農用地であり、目的については農機具置場になります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は確実、また、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はござ

いませんでしょうか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議 長) 続きまして、議案第 22 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 29 件ございます。まず、申請番号 1 番になりますが、〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員の退席をお願いします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 16 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 5 筆と農振地域内農用地区域外の田が 1 筆の計 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。17 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
〇〇委員の入室を許可します。
〇〇委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

(議 長) 続きまして、申請番号 2 番と 3 番になりますが、〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員の退席をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は 18 ページになります。申請番号 2 番です。所在は北甘木地区、上六嘉地区および下六嘉地区。農振農用地の田が 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。19 ページと 20 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 21 ページになります。申請番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。22 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
〇〇委員の入室を許可します。
〇〇委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

（議長）続きまして、申請番号 4 番になりますが、〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員の退席をお願いします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は 23 ページになります。申請番号 4 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。24 ページに申請地の位置図を載せて

おります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
〇〇委員の入室を許可します。
〇〇委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

続きまして、申請番号 5 番から 29 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 25 ページになります。申請番号 5 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 5 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。26 ページと 27 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 28 ページになります。申請番号 6 番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。29 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 30 ページになります。申請番号 7 番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。31 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 32 ページになります。申請番号 8 番です。所在は北甘木

地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。33ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は34ページになります。申請番号9番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。35ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は36ページになります。申請番号10番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。37ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は38ページになります。申請番号11番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。39ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は40ページになります。申請番号12番です。所在は下六嘉地区および上六嘉地区。農振農用地の田が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。41ページと42ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は43ページになります。申請番号13番です。所在は下六

嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。44 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 45 ページになります。申請番号 14 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。46 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 47 ページになります。申請番号 15 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。48 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 49 ページになります。申請番号 16 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。50 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 51 ページになります。申請番号 17 番です。所在は上島地区および鯰地区。農振農用地の田が 9 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。52 ページと 53 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 54 ページになります。申請番号 18 番です。所在は鯰地区。農振農用地の田が 3 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。

渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。55ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は56ページになります。申請番号19番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。57ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は58ページになります。申請番号20番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。59ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は60ページになります。申請番号21番です。所在は鯉地区および上島地区。農振農用地の田が8筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。61ページと62ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は63ページになります。申請番号22番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。64ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は65ページになります。申請番号23番です。所在は上島地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡

し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。66 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 67 ページになります。申請番号 24 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 2 筆と農振農用地の田が 1 筆の計 3 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。68 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 69 ページになります。申請番号 25 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 1 筆と農振地域内農用地区域外の田が 1 筆の計 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。70 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 71 ページになります。申請番号 26 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。72 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 73 ページになります。申請番号 27 番です。所在は下仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 3 筆と農振農用地の田が 2 筆の計 5 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年9月1日から令和18年8月31日、転貸期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日となっております。74 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 75 ページになります。申請番号 28 番です。所在は下仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆と農振農用地の田が 5 筆の計 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権および賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。76 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 77 ページになります。申請番号 29 番です。所在は下仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆と農振農用地の田が 1 筆の計 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 18 年 8 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日となっております。78 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、25 件の案件について、承認・可決といたします。

○議案第 23 号 非農地判断について

(議 長) 続きまして、議案第 23 号非農地判断による証明願が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 79 ページになります。非農地判断による証明願を 1 件ご説明いたします。非農地証明につきましては、昭和 27 年 10 月 20 日の農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地については、農地に該当するか否かを総会の議決により判断し、証明書を発行する事が出来る、となっております。

それでは内容に移ります。所在は上島地区、農振地域内農用地区域外の田が 3 筆で、面積、所有者は記載のとおりとなっております。

80 ページに証明願、81 ページに位置図、82 ページに現地の写真を載せております。

83 ページをご覧ください。建物の登記簿になります。所在に3筆の記載があります。84 ページをご覧ください。上段に昭和21年4月10日、木造杉皮葺平家建工場と倉庫、右登記すると記されております。したがって、証明願に記載された土地には、昭和27年10月20日以前から建物が建っていた事が証明でき、非農地であった事が証明できると考えます。

事務局からの説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問はございませんか。

なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第24号 秋の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第24号令和8年度秋の農作業基準賃金の設定について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は86ページからになります。令和8年度秋の農作業基準賃金を設定するにあたって、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。これは、対町民から問い合わせがあったときのため、目安となる賃金についてホームページ等で公表するものです。なお、この基準賃金については、あくまで目安ですので、この金額を基に各自交渉していただくこととなります。

資料87ページの左側をご覧ください。令和7年度秋の農作業基準賃金を参考で載せております。令和5年度に、稲コンバイン刈りのカッター付きが1,000円値上げ、結束機付きが1,000円値上げ、刈り取りのみが1,000円値上げ、籾乾燥が1,000円値上げ、大豆脱粒機^{だつりゅう}が500円値上げ、籾運搬^{はしゅ}が500円値上げ、耕起が1,000円値上げ、麦播種^{はしゅ}が1,000円値上げ、麦除草剤散布が500円値上げ、ロールベアラのロールが500円値上げ、ラップが500円値上げし、それ以降は据え置きです。それでは、資料右側令和8年度秋の農作業基準賃金について、ご意見を頂ければと思います。

(議長) ただいま、事務局から説明がありましたが、賃金の設定について、ご意見を
お願いします。

(金澤委員) 大豆の刈り取りを項目に入れてはどうか・・・

(松永委員) 畔塗りと麦踏みについても、項目に入れてほしいとの要望があったが・・・

(議長) 金額は各生産組合の金額を参考にしてはどうか・・・

(議長) ただいま、ご意見がございましたが、麦踏みが 10 a 当り 1,000 円、畔塗りが
1 m 当り 30 円、大豆刈り取りが 10 a 当り 7,000 円 を項目に追加で、その他
は令和 7 年度より据え置きでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(議長) 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
ただいまご審議いただいたとおりの金額で報告いたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでし
ょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は 9 月 10 日、木曜日の 9 時予定です。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 8 年 8 月 10 日

会長 下 田 司

委員 吉 田 三 十 志

委員 藤 瀬 信 行